

## 高松市ごみ分別案内システム導入及び運用保守業務委託 契約書

高松市(以下「委託者」という。)と\_\_\_\_\_ (以下「受託者」という。)とは、高松市ごみ分別案内システムの導入及び運用保守業務(以下「本業務」という。)に関して次の条項により契約を締結する。

### (総則)

第1条 本業務について、受託者は、この契約書に定めるもののほか、別に定める仕様書に基づき、高松市ごみ分別案内システム導入及び運用保守を行うためのLINE拡張サービスを委託者へ提供し、委託者は、これを使用し、その対価として使用料を受託者に支払うものとする。

### (契約期間)

第2条 この契約は、令和8年\_\_月\_\_日から令和9年3月31日までとする。

### (契約金額)

第3条 委託者は、受託者に対し、システム導入費用として、\_\_\_\_\_円(消費税及び地方消費税を含む)を、令和8年12月から令和9年3月までのシステム利用料として、\_\_\_\_\_円(消費税及び地方消費税を含む)を支払うものとする。

### (システム導入費用の請求及び支払い)

第4条 受託者は、システム導入が完了したときは、所定の方法により委託者に対して、システム導入費用の支払いを請求するものとする。

2 委託者は、前項の規定により受託者から適法な請求書を受理したときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

### (システム利用料の請求及び支払い)

第5条 受託者は、委託者に対してシステム利用料の支払いを請求するものとし、委託者は、毎月システムを利用した翌月において、受託者から適法な請求書を受理した後、30日以内に支払うものとする。

### (契約の変更等)

第6条 委託者は、必要があると認めるときは、契約内容を変更し、又は契約を一時中止することができる。

### (受託者の義務)

第7条 受託者は、本件業務の履行に関して次の義務を負う。

- (1)この契約に定めるもののほか、別紙仕様書に従い、本件業務を履行すること。
- (2)全ての納品物が第三者の著作権、特許権その他の権利を侵害していないことを保証するよう努めること(委託者の責めに帰すべき事由により権利侵害となる場合を除く)。なお、納品物が第三者の著作権、特許権その他の権利を侵害している場合、委託者及び受託者は協議の上、対応するものとする。
- (3)この契約に定めるもののほか、委託者の定める情報セキュリティ方針及び委託者の指示する手順を遵守すること。
- (4)委託者は、受託者が前号の情報セキュリティ方針等を遵守せず、損害を被った場合、第3条に定める委託料金相当額を限度として損害賠償請求をすることができる。

### (個人情報の保護)

第8条 受託者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

**(機密保持)**

第9条 委託者及び受託者は、本契約の履行に関して知り得た相手方の業務上の機密に関する情報を第三者に漏洩してはならない。

**(再委託の禁止)**

第10条 受託者は、この契約に基づく委託業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、委託業務全体に大きな影響を及ぼさない補助的業務について、あらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受託者は、前項ただし書の規定により委託者に承諾を求めようとするときは、再委託の内容、それに含まれる情報、再委託先、再委託先に対する管理方法等を書面で委託者に提出しなければならない。

**(権利義務の譲渡等の禁止)**

第11条 委託者及び受託者は、この契約によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、相手方の承認を得た場合は、この限りではない。

**(委託者の契約解除権等)**

第12条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除し、システム利用料の全部又は一部を支払わないことができる。この場合において、受託者は、システム利用料の10分の1に相当する額を違約金として、委託者の指定する期限までに納付しなければならない。

(1) 受託者がこの契約に違反したとき。

(2) 受託者が履行に当たり不正な行為を行ったとき。

(3) 受託者が履行期限までに完了の見込みがないと明らかに認められるとき。

(4) 受託者が次のいずれかに該当するとき。

ア 代表一般役員等が暴力団関係者であると認められるとき。

イ 代表一般役員等が、業務に関し、自社、自己若しくは第三者の不正な財産上の利益を図るため又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加えるため、暴力団又は暴力団関係者を利用したと認められるとき。

ウ 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して、名目のいかんを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を与え、又は便宜を供与したと認められるとき。

エ 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

2 委託者又は受託者は、前項の規定による場合のほか、特に必要があると認めるときは、委託者、受託者協議の上契約を解除することができる。

**(履行遅滞の場合における遅延損害金等)**

第13条 受託者の責めに帰する理由により、履行期限までに業務を完了することができない場合で、履行期限後に完了する見込みがあるときは、委託者は、受託者から遅延損害金を徴収して履行期限を延長することができる。

2 前項の遅延損害金の額は、契約金額に対して延長日数に応じ、年3.0パーセントの割合を乗じ

て得た金額とする。

- 3 委託者の責めに帰する理由により本システム利用に係る利用料の支払いが遅れた場合には、受託者は委託者に対して遅延日数に応じ、年3.0パーセントの割合で遅延利息の支払いを請求することができる。

#### **(損害賠償)**

第14条 受託者は、業務を遂行するに当たり、受託者の責めに帰すべき事由により、委託者又は第三者に損害を与えた場合には、受託者の責任において、その損害を賠償しなければならない。ただし、受託者の責めに帰すことのできない事由から生じた損害、受託者の予見の有無を問わず特別な事情から生じた損害、逸失利益については損害賠償を負わないものとする。

#### **(不当要求行為を受けた場合の措置)**

第15条 受託者は、この契約の履行に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 暴力団等から不当要求行為を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに委託者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。
  - (2) 暴力団等から不当要求行為による被害を受けた場合は、速やかに委託者に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。
- 2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 暴力団等 暴力団、暴力団関係者その他不当要求行為を行うすべての者をいう。
  - (2) 不当要求行為 不当又は違法な要求その他物品の買入れ等の適正な履行を妨げる一切の不当又は違法な行為をいう。

#### **(労働関係法規の遵守及び適正な労働条件の確保)**

第16条 受託者は、この契約の履行に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 所定労働時間については、労働基準法に基づき、業務の実施に当たっては、就労の実態を踏まえ、完全週休2日制の導入や1日の労働時間を縮減する等、法定労働時間の週40時間(特例措置の適用を受ける事業にあっては、週44時間)を遵守すること。また、時間外、休日及び深夜(午後10時から翌日の午前5時まで)に、労働させた場合においては、同法に定める率の割増賃金を支払うこと。
- (2) 雇入れの日から起算して6か月間継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した労働者に対して、最低10日の年次有給休暇を付与すること。いわゆるパートタイム労働者についても、所定労働日数に応じて年次有給休暇を付与すること。
- (3) 労働者の雇入れに当たっては、賃金、労働時間その他の労働条件を明示した書面を交付すること。
- (4) 賃金は毎月1回以上、一定の期日にその全額を直接、労働者に支払うこと。支払の遅延等の事態が起こらないよう十分配慮すること。賃金については、最低賃金法の定めるところにより最低賃金額以上の額を支払うこと。
- (5) 労働保険はもとより、労働者の福祉の増進のため健康保険及び厚生年金保険は法令に従い加入すること。なお、健康保険及び厚生年金保険の適用を受けない労働者に対しても、国民健康保険及び国民年金に加入するよう指導すること。
- (6) (1)から(5)までに定めるもののほか、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守すること。

(案)

(定めのない事項等の処理)

第17条 本契約書の規定の解釈又は本契約書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、委託者及び受託者は誠意をもって協議し、かかる疑義を解決する。

上記契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、委託者、受託者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和8年\_\_月\_\_日

委託者 高松市番町一丁目8番15号

高松市

高松市長 大西 秀人

受託者 ※※※

※※※

※※※

※※※